

特定施設整備項目表（公共交通機関の施設）

特定施設の名称	
施設の所在地	

1 移動円滑化経路	(1) 公共用通路と乗降口との間に移動円滑化経路の設置（乗降場ごとに1以上）		有	無		
	(2) 移動円滑化経路における高低差の有無（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	傾斜路またはエレベーターの設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	設置が困難な場合は、エスカレーターの設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	エスカレーターの設置が困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適した昇降機の設置		有	無		
	昇降機の種類					
	(3) 傾斜路またはエレベーターの設置の適用除外		隣接し、一体的に利用可能な施設における傾斜路またはエレベーターの設置（営業時間内に乗降口との間を円滑に移動できるもの）	有	無	
			昇降機の設置が困難な管理上の理由	有	無	
	(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口の構造		ア 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）		cm	
			イ 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
			戸の構造	(ア) 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）		cm
			(イ) 自動その他の容易に開閉して通過できるもの	有	無	
			ウ 車いす使用者が使用する際支障となる段差	有	無	
			エ 段がある場合は、傾斜路の設置	有	無	
	(5) 移動円滑化経路を構成する通路の構造		ア 有効幅は、140cm以上		cm	
			イ 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
			戸の構造	(ア) 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）		cm
			(イ) 自動その他の容易に開閉して通過できるもの	有	無	
			ウ 車いす使用者が使用する際支障となる段差	有	無	
			エ 段がある場合は、傾斜路の設置	有	無	
	(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	傾斜路の構造		ア 有効幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm	
			イ こう配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1 /		
			ウ 高さが75cmを超える傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
			傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有	無	
	(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
エレベーターの構造		ア かがおよび昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm		
		イ かがの大きさ等	内法幅は140cm以上、内法奥行きは135cm以上	cm x	cm	
			出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの	有	無	
		ウ かが内に出入口を確認できる鏡の設置	有	無		
		エ かが内および昇降路の戸は、ガラス等によりかが内を確認できるもの	有	無		
		オ かが内に手すりの設置	有	無		
		カ かがおよび昇降路の戸の開扉時間を延長する機能の設置	有	無		
		キ かが内にかごの停止予定階および現在位置の表示装置の設置	有	無		
ク かが内に到着階ならびにかごおよび昇降路の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	有	無				

	ケ	かご内および乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置	有	無		
	コ	かご内および乗降ロビーの操作盤は、点字の表示等により視覚障害者が操作できるもの（それぞれ1以上）	有	無		
	サ	乗降ロビーの有効幅および有効奥行きは、150cm以上	cm x cm			
	シ	乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる設備の設置（かご内に当該設備がある場合、または停止階が2のみである場合を除く。）	有	無		
	ス	乗降ロビーにかごの昇降方向を表示する設備の設置（停止階が2のみである場合を除く。）	有	無		
	(8)	移動円滑化経路を構成するエスカレーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	エ ス カ レ ー タ ー の 構 造	ア	旅客が同時に上りおよび下りの双方向に移動する場合	有	無	
			双方向に移動する場合は、上り専用および下り専用のものを設置	有	無	
		イ	踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げ	有	無	
		ウ	昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるもの	有	無	
		エ	踏み段相互の境界を容易に識別できるもの	有	無	
		オ	くし板と踏み段の境界を容易に識別できるもの	有	無	
		カ	上り専用または下り専用のエスカレーターの設置	有	無	
			エスカレーターの端に近接する通路の床面等には、進入の可否を表示	有	無	
		キ	有効幅は、80cm以上	cm		
ク		踏み段の面等の構造	車いす使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができるもの	有	無	
		車止めの設置	有	無		
(9)	移動円滑化経路に改札口の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無			
	改札口の構造（1以上）	有効幅は、80cm以上	cm			
2 通路	(1)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(2)	段の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
段 の 構 造	ア	段は、容易に識別できるもの	有	無		
	イ	つまずきにくいもの	有	無		
	ウ	手すりの設置	有	無		
(3)	有効幅は、120cm以上	cm				
3 傾斜路	(1)	両側に手すりの設置	有	無		
	(2)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(3)	両側に立ち上がり部の設置	有	無		
	(4)	前後の通路等との色の明度の差等により容易に識別できるもの	有	無		
4 階段	(1)	両側に手すりの設置	有	無		
	(2)	手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の表示	有	無		
	(3)	回り段の有無	有	無		
	(4)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(5)	段は、容易に識別できるもの	有	無		
	(6)	つまずきにくいもの	有	無		
	(7)	両側に立ち上がり部の設置	有	無		
5 視覚障害者誘導用ブロック等	(1)	公共用通路と車両等の乗降口との間の通路等に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置	有	無		
	(2)	(1)の通路等と乗降ロビーに設ける操作盤、6の(5)に定める構造の設備（音によるものを除く。）便所の出入口および乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等にそれぞれ視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置	有	無		
	(3)	階段、傾斜路およびエスカレーターの端に近接する通路等に点状ブロック等の敷設	有	無		

6 案内設備	(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備の設置		有	無			
	(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所の付近に移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識の設置		有	無			
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近に移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の設置		有	無			
	(4) (2)の標識または(3)の案内板その他の設備の構造	高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの	有	無			
		必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示	有	無			
(5) 公共用通路に直接通ずる出入口、改札口の付近等に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により示す設備の設置		有	無				
7 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	便所の構造	ア 出入口付近に男子用および女子用の区別ならびに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置		有	無		
		イ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		
		ウ 男子用小便器を設ける場合は、床置き小便器等の設置（1以上）		有	無		
		エ ウの小便器に手すりの設置		有	無		
		オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器の設置		有	無		
	(2) 車いす使用者等に配慮した便所等の構造（1以上）	ア 便所に車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置		有	無		
		イ 車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置		有	無		
	(3) (2)のアの便房が設けられた便所の構造	ア 移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）		有	無		
		イ	出入口の有効幅は、80cm以上		cm		
		ウ	出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無		
		エ	出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識	有	無		
		オ	出入口に戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
		戸の構造	イ	(ア) 有効幅は、80cm以上		cm	
			イ	(イ) 容易に開閉して通過できるもの	有	無	
		カ	車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間の確保		m ²		
	(4) (2)のアの便房の構造	ア 出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段		有	無		
		イ 出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識		有	無		
		ウ 腰掛便座および手すりの設置		有	無		
		エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置		有	無		
		オ (3)のイ、オおよびカに定める構造		有	無		
	(5) (2)のイの便所の構造	移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）		有	無		
		イ	出入口の有効幅は、80cm以上		cm		
		ウ	出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無		
		オ	出入口に戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
		戸の構造	イ	有効幅は、80cm以上		cm	
			イ	容易に開閉して通過できるもの	有	無	
カ		車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間の確保		m ²			
出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識		有	無				
腰掛便座および手すりの設置		有	無				
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置		有	無				

	(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設（1日の平均的な旅客数が5,000人以上等）	有	無		
	多数の者の利用する便所の構造（1以上）	ア 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を備えた便房または便所の設置	有	無	
		イ 乳幼児いす等の設備を備えた便房または便所の設置	有	無	
		ウ 乳幼児ベッド等の設備を備えた便所の設置	有	無	
8 乗車券等販売所、待合所および案内所	(1) 乗車券等販売所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	乗車券等販売所の構造（1以上）	ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）	有	無	
	イ 出入口の構造（1以上）	(ア) 有効幅は、80cm以上		cm	
		(イ) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
	イ 出入口の構造（1以上）	戸の構造	a 有効幅は、80cm以上	cm	
		b 容易に開閉して通過できるもの	有	無	
		(ウ) 車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無	
		(I) 段を設ける場合は、傾斜路を併設	有	無	
	ウ 受付カウンター等の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
		受付カウンター等は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造（1以上）	有	無	
		常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造	有	無	
	(2) 待合所および案内所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	待合所および案内所は、(1)に定める構造（1以上）		有	無	
9 券売機	券売機の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口の設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	券売機の構造（1以上）	(1) 金銭投入口および操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無	
		(2) 点字による表示	有	無	
10 休憩設備	高齢者、障害者等が休憩できる設備の設置（1以上）		有	無	
11 鉄道駅	(1) プラットホームの構造	ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいもの	有	無	
		アの間隔が大きいときは、旅客に対し、これを警告するための設備	有	無	
		イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らなもの	有	無	
		ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との間に車いす使用者の円滑な乗降に支障がある隙間または段差の有無	有	無	
		有の場合は、車いす使用者が円滑に乗降するための設備の設置（1以上）	有	無	
		エ 排水のための横断こう配は、1%を標準（プラットホームに力の設備が設けられている場合を除く。）		%	
		オ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無	

	カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置	有	無	
	キ プラットホームの線路側以外の端部に旅客の転落を防止するためのさくの設置	有	無	
	ク 列車の接近を文字等および音声により警告するための設備の設置(プラットホームにカの設定が設けられている場合を除く。)	有	無	
	ケ ベンチの設置(1以上)	有	無	
	(3) 鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客乗降口が停止するプラットホーム上の位置の表示	有	無	

12 乗船場	(1) 船舶への乗降用設備の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無
	乗降用設備の構造	ア 有効幅は、90 cm以上	cm	
		イ 手すりの設置	有	無
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無
(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所にさく、点状ブロック等の転落防止設備の設置		有	無	
13 授乳場所	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設（1日の平均的な旅客数が5,000人以上等）		有	無
	授乳場所の設置		有	無
	設備の内容：ベビーベット、いす、その他（ ）			
14 公衆電話所	公衆電話所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無
	公衆電話所の構造	(1) 電話台の高さ等は、車いす使用者が利用できるもの	有	無
		(2) 公衆電話所の出入口の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無
	出入口の構造	幅は、80 cm以上	cm	
		戸を設ける場合の構造	戸は、容易に開閉して通過できるもの	有
		戸の前後の高低差	有	無